附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている第一条の規定による改正前の設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の三十に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則（次項において「新設備規則」という。）第四十九条の三十の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条において「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されている旧設備規則第四十九条の三十に規定する技術基準に係る無線局の無線設備は、新設備規則第二十四条第二十二項及び第四十九条の三十に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されている無線設備とみなす。

3　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の証明規則（次項において「旧証明規則」という。）第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備は、それぞれ第二条の規定による改正後の証明規則（次項において「新証明規則」という。）第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備とみなす。

4　この省令の施行の際現にされている旧証明規則第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ新証明規則第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

○農林水産省令第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに漁業法及び水産資源保護法を実施するため、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　齋藤　健

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　特定大臣許可漁業（第三条―第十三条） 第三章　特定大臣許可漁業の制限及び取締り（第十四条―第十八条の三） 第四章　届出漁業（第十九条―第二十一条） 第五章　雑則（第二十二条―第二十六条） 第六章　罰則（第二十七条―第三十条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　特定大臣許可漁業（第三条―第十三条） 第三章　特定大臣許可漁業の制限及び取締り（第十四条―第十八条の二） 第四章　届出漁業（第十九条―第二十一条） 第五章　雑則（第二十二条―第二十六条） 第六章　罰則（第二十七条―第三十条） 附則
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　かじき等流し網漁業　総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業であって、前号に掲げる東シナ海等かじき等流し網漁業に該当するもの以外のものをいう。 四～九　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　かじき等流し網漁業　総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であって、前号に掲げる東シナ海等かじき等流し網漁業に該当するもの以外のものをいう。 四～九　（略）